

年 月 日

あっせん申立書

一般社団法人全国銀行協会
あっせん委員会 殿

申立人の^{ふりがな}氏名(自署)

郵便番号 〒

住所

電話

携帯電話

〔法人にあつては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地〕

下記の紛争についてあっせんをお願いいたします。

このあっせんをお願いするに当たっては、全国銀行協会の「苦情処理手続および紛争解決手続等の実施に関する業務規程」等に従い、誠実に紛争の解決に努力いたします。

また、相手方の答弁書・主張書面の写し、それらの書類に添付された資料・証拠書類等のほか、あっせん案や和解契約書などあっせん手続において入手した情報を、法令の規定に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、あっせん手続に関係する者以外の者に対し開示または公表いたしません。

記

1. 紛争の相手方

(1) 相手方銀行名

(紛争が発生した営業店名)

(担当者名)

(2) 相手方銀行代理業者名

(紛争が発生した営業所名又は事業所名)

(担当者名)

2. 申立ての趣旨

3. 紛争の要点

(1) 紛争の原因となった事実関係

(2) 相手方銀行との交渉経過

(3) 事実関係についての私（または当社）と相手方銀行との主張の対立点

4. 資料・証拠書類

5. 送達場所^(注)

^(注) あっせんに関する書類の送達場所を住所以外とする場合、送達場所を記載する。

【同意事項】

- 1 「苦情処理手続および紛争解決手続等の実施に関する業務規程」に関する同意について
私（または当社）は、一般社団法人全国銀行協会（以下「全国銀行協会」という。）が定めた「苦情処理手続および紛争解決手続等の実施に関する業務規程」（以下「業務規程」という。）に従うこと。
- 2 あっせん手続において入手した資料および情報等に関する同意について
私（または当社）は、相手方の答弁書・主張書面の写し、それらの書類に添付された資料・証拠書類等のほか、あっせん案や和解契約書などあっせん手続において入手した情報を、法令の規定に基づく場合その他正当な理由がある場合を除き、あっせん手続に関係する者以外の者に対し開示または公表しないこと。
- 3 個人情報等の取扱いに関する同意について
 - (1) 相手方銀行（紛争の相手方に銀行代理業者が含まれる場合は、当該銀行代理業者を含む。以下同じ。）が、あっせん委員会（あっせん委員会事務局を含む。以下同じ。）に対し、相手方銀行の有する私（または当社）に関する資料・証拠書類等の情報を提出し、あっせん委員会が、あっせん手続のために、これらを利用すること。
 - (2) あっせん委員会が、あっせん手続において必要な場合に、その指定した参考人等に対し、相手方銀行またはあっせん委員会の有する私（または当社）に関する資料・証拠書類等の情報を提供し、参考人等が、あっせん委員会からの照会への回答等のために、これらを利用すること。
 - (3) あっせん委員会が、私（または当社）があっせん委員会に対して提出した資料・証拠書類等の情報を相手方銀行に交付し、相手方銀行が、答弁書や主張書面等あっせん委員会に提出する書面を作成するために、これらを利用すること。
 - (4) あっせん委員会が、私（または当社）および相手方銀行があっせん委員会に対してすでに提出した資料・証拠書類等の情報を、私（または当社）が申し立てた他のあっせん事案の審議に当たり利用すること。
 - (5) 全国銀行協会が、関係者のプライバシーに配慮したうえで、あっせん事案の概要等を加入銀行へ通知すること、また公表すること。
 - (6) あっせん委員会が各地の銀行協会で開催される場合において、入館手続のために、私（または当社）を特定するために必要な氏名等の情報が、当該銀行協会に提供されること。※なお、あっせん委員会および相手方銀行は、特定の個人情報の利用目的が法令等にもとづき限定されている場合には、当該利用目的以外では利用しません。
- 4 反社会的勢力に関する同意について
 - (1) 私（または当社）は、「苦情処理手続および紛争解決手続等の実施に関する運営要領」第2条各項に定める反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。
 - (2) 私（または当社）の個人情報等が、反社会的勢力に係る確認等のために公的機関および全国銀行協会が業務を委託した弁護士等に提供されることがあること。
 - (3) 私（または当社）が反社会的勢力であることを理由として手続が行われなくなったために生じた損害等については、全国銀行協会は一切の責任を負わないものとする。
- 5 通知方法に関する同意について
あっせん手続に関する書類等につき、住所不明または受取拒否等の理由によって、業務規程

等に定める方法によっても私（または当社）の住所または私（または当社）が指定した場所（以下「住所等」という。）において当該書類等が到達しない場合には、私（または当社）が届け出た最後の住所等に宛てて書留郵便その他配達を証明できる方法により当該書類等を発送すること。また、この場合において、書留郵便その他配達を証明できる方法により当該書類等が到達しなかったときであっても、通常到達すべき時に到達したものとみなすこと。

私（または当社）は、このあつせんをお願いするに当たり、上記の内容について予め同意します。

年 月 日

申立人の氏名（自署） _____

代理人の氏名（自署） _____